

利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社針とジムが運営する長岡京ピラティス・トレーニング鍼灸院（以下、「当施設」といいます）が提供する全てのサービスの利用に適用されるものとします。

当施設は、－あなたの「ありたい」自分へ－という目標を掲げて活動しております。

会員の皆様の健康状態や目的を明確にするための「カウンセリング」、不調や痛みがあり日常生活がままならない方には「鍼灸や整体」、姿勢を改善したい方やパフォーマンスを上げたい方にはピラティスやウエイトトレーニングなどの様々なトレーニングができる「パーソナルトレーニング」、食事や生活習慣を適正化する「栄養コンサルティング」など、健康を維持したい方や、結果が求められるアスリート、頑張るあなたに最良のサポートをご提供します。

第2条（提供するサービス）

当施設は次のサービスを提供します。

栄養コンサルティング

鍼灸・整体

美容鍼、フェイシャルマッサージ

ピラティス・パーソナルトレーニング

第3条（会員）

当施設は、会員制とします。

- 2 会員種別、会員による当施設の利用範囲、条件は別に定めます。
- 3 当施設が認めた場合は一時利用者として当施設を利用することができます。一時利用者は利用中に限り会員として扱うものとし、本規約に同意した上で利用するものとします。

第4条（入会）

当施設に入会するには以下の各号の全てを満たしている必要があります。

- (1) 当施設の利用及びサービス内容に堪え得る健康状態である方。
- (2) 本規約に同意いただいた方。
- (3) 公的な書類等により本人であることの確認がとれる方。
- (4) 暴力団関係者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）等の反社会的勢力またはその関係者でないと当施設が判断した方。

(5)その他当施設が会員としてふさわしいと判断した方。

第5条（入会手続）

当施設に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会手続を行っていただきます。入会手続に際して、当施設に提出する書類等に正確な情報を記載し提出するものとします。なお、当施設が必要と認める場合には、入会申込者に対し、医師による診断書及び施設利用に関する誓約書の提出を求めることができるものとします。

- 2 前項に定める入会手続を行っていただいた場合であっても、当施設が実施する審査において入会が認められない場合があります。
- 3 未成年の方（満13歳以上に限る）が入会しようとするときは、所定の申込方法により親権者の同意を得たうえで申込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任を入会申込者と連帯して負うものとします。
- 4 前項の規定は、入会申込者が成年被後見人においても準用するものとします。
- 5 会員資格は入会手続時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」といいます）が到来したときに取得するものとします。

第6条（アカウント）

当施設は、1人の会員に対して、会員ページにアクセスするための個人アカウント（以下「アカウント」といいます）を1アカウント付与します。アカウントの共用、譲渡及び相続をすることはできません。

- 2 会員は、付与されたアカウントに必要事項を正確に登録したうえ、ご自身でアカウントを厳重に管理してください。

第7条（申込内容の変更）

会員は、入会時に届け出た申込内容、アカウントの登録内容に変更があったときは、その変更内容を速やかに当施設に通知しなければなりません。

- 2 当施設より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。会員が前項の変更手続を行わなかったことにより通知されず、これにより不利益を受けた場合であっても、当施設は責を負いません。

第8条（利用料金）

当施設を利用するには選択した月額プランに基づき月会費をお支払いいただくか、チケットを購入していただく必要があります。

- 2 月額プランの月会費は、別に定める期日及び方法によりお支払いいただきます。
- 3 チケットは、別に定める方法によりチケットを購入していただきます。
- 4 チケットは、当施設の利用ごとにチケットを消費するものとします。チケットには有効期限がありますので、期限内に消費してください。
- 5 ご購入頂いたチケット及び月額プランの利用回数は会員都合による期間の延長、繰り越しができません。ただし、怪我や体調不良の場合は延長、繰り越しを認めますが、医師の診断書の提示を必要とします。
- 6 月の途中で入会した場合でも日割り計算は行いません。
- 7 支払われた月会費の返還、チケットの払い戻しは、法令または本規約および本規約に付随するその他の規定に基づく場合を除き行いません。

第9条（予約）

当施設は、完全予約制となっておりますので、あらかじめご予約いただきますようお願いいたします。

- 2 同日に複数の予約を入れて後日キャンセルするなど仮押さえとみなされる行為は他のお客様の迷惑となりますのでお控えください。
- 3 ご予約時の指名、無指名に関わらず担当スタッフは都合により予告なく変更する場合があります。

第10条（キャンセル）

ご予約のキャンセルは予約当日（利用開始時間）の24時間前まで承ります。それ以降のキャンセルは利用回数、チケットが消費されます。なお、悪天候等により公共交通機関の運行が停止した場合は利用回数、チケットの消費は行いません。

- 2 感染症の検査で陽性と判定された場合は施設の利用を制限させていただきます。陽性と判定された時点で隔離期間中にご予約がある場合はご自身でキャンセルの手続をお願いいたします。キャンセルをしなかった場合、利用回数、チケットが消費されますのでご注意ください。

第11条（諸規則の遵守）

会員は当施設の利用にあたり、本規約を遵守し、当施設のスタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第12条（禁止事項）

当施設内および近隣地域にて次の行為を禁止します。

- (1)他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます）に会社、施設スタッフを誹謗、中傷すること、ならびにSNS等への書き込みを含め他の方のプライ

バシー情報を流布すること。

(2)他の方や施設スタッフの行動の妨害、恐怖を感じさせる行為、その他迷惑行為、危険な行為、及び暴力行為。

(3)当施設の器具及び備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

(4)刃物など危険物及び貴重品（多額の金銭を含む）の館内への持ち込み。

(5)物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

(6)当施設の秩序を乱す行為。

(7)その他、当施設が会員としてふさわしくないと認める行為。

2 前条各号に反する場合、当施設は、会員との間の契約の一切を予告なく解除すること及び取引、サービスの利用を停止することができます。

第13条（利用の制限）

次の各号に該当するときは、会員の施設利用を制限または禁止します。

(1)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。

(2)過去に当施設より会員資格喪失の通告を受けていたことが判明した場合。

なお、会員資格喪失の原因が改善された等の場合で、当施設が検討した結果、施設利用を認めることがあります。

(3)飲酒等により、正常な施設利用ができないと当施設が判断した場合。

(4)集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合。

(5)医師から運動、マッサージ等を禁じられていることが判明した場合。

(6)妊娠されていることが判明した場合。

(7)未成年である会員で入会申込について親権者の同意が得られていない場合。

(8)その他、正常な施設利用ができないと当施設が判断した場合。

第14条（損害賠償責任）

会員は自己の責任において当施設を利用するものとし、当施設は、以下の各号に該当する事由により会員が当施設利用中に受けた損害に対して、一切損害賠償の責を負わないものとします。

(1)第12条に定める禁止行為をした場合。

(2)前条に定める利用の制限に該当することを知りながら当施設を利用した場合。

(3)当施設の指定するもしくは指導以外の方法で当施設の器具等を利用した場合。

(4)会員間での口論等の係争やトラブル。

(5)その他当施設に故意または重大な過失がない場合。

- 2 当施設は、当施設の利用により会員に生じた傷害、発病、盗難、紛失について、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、会員が受けた損害に対して一切損害賠償の責任を負わないものとします。

第15条（会員資格喪失、契約の解除）

会員が次の各号に該当する場合は会員資格を喪失し、当施設は取引・サービスの停止、契約の解除をすることができます。

- (1)第4条に定める項目に一つでも反する場合。
 - (2)第12条に定める禁止事項をおこなった場合。
 - (3)第16条に定める退会手続が完了した場合。
 - (4)会員本人が死亡した場合。
 - (5)当施設または会員に破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があった場合。または任意整理の申し出があった場合。
 - (6)当施設が閉鎖した場合。
 - (7)諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠った場合。
 - (8)その他、当施設が会員としてふさわしくないと判断した場合。
- 2 前項に基づき当施設が本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当施設はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第16条（退会、プラン変更の手続）

退会、プランの変更をする場合は希望する月の前月10日までに所定の手続を会員本人がおこなうこととします。

- 2 退会手続が期日までに完了しない場合、退会は翌月末となり、翌月末までの月会費をお支払いいただきます。
- 3 利用回数を変更するプランの手続が期日までに完了しない場合も同様に、変更は翌月末となり、翌月末まで旧契約プランの月会費をお支払いいただきます。
- 4 会員は退会により、当施設の利用に関する権利を失うものとします。チケットが残っている場合も利用できなくなります。

第17条（物販について）

会員は当施設の提供する物販商品について以下の各号に同意した上で利用するものとします。

- 2 商品の返品は、原則お受け致しておりません。但し、商品に瑕疵がある場合や商品が違う場合は交換致します。
- 3 商品は当施設にて直接お渡しします。

- 4 購入した商品を営利目的として再利用することを禁止します。

第18条（会員の損害賠償責任）

会員が当施設を利用中に会員の責に帰すべき事由により当施設または第三者に損害を与えたときは、当該会員が当該損害に関する一切の責を負うものとします。会員が未成年の場合は親権者が、会員が成年被後見人の場合は成年後見人がその責を負うものとします。

第19条（施設の休業日、一時的閉鎖・一時的休業）

当施設は定期休業日を設定することができます。

- 2 当施設は前項のほか次の各号に該当するとき、一部または全部を閉鎖もしくは休業をすることができます。前もってわかる場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは当施設が定めた場合を除き、本規約の第8条に定める支払義務が軽減または免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その被害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当施設が判断したとき。
- (4) その他、当施設が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

第20条（個人情報）

当施設は保有する会員の個人情報を別途定めるプライバシーポリシーにしたがって管理します。

- 2 会員は本人が当施設に提供した個人情報が正確であることを保証します。当施設は当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責を負いません。

第21条（規約の改定）

当施設は、事前の告知なく規約等を改定することができるものとし、規約改定の効力は会員を含むすべての利用者に及ぶものとします。

利用料金に関するご案内

(会員制)

長岡京ピラティストレーニング鍼灸院（以下、「当施設」といいます）は、会員制とします。ただし、当施設が認めた場合は、会員でない方も一時利用者として当施設を利用することができます。

(入会金・事務手数料)

当施設に入会する際の入会金、事務手数料は次のとおりです。

入会金	0 円
事務手数料	0 円

(利用料金)

各サービスの利用料金は次のとおりです。

パーソナルプラン(治療からトレーニング)	
月額プラン (税込)	
月 4 回	3 0, 8 0 0 円
月 6 回	4 5, 0 0 0 円
月 8 回	6 0, 0 0 0 円
回数券 (税込)	
1 回券	9, 9 0 0 円 (有効期限：4 ヶ月)
4 回券	3 4, 0 0 0 円 (有効期限：4 ヶ月)
短期 2 4 回券	1 3 2, 0 0 0 円 (有効期限：約 2 ヶ月)
有酸素トレーニング(1 回)	2, 2 0 0 円

学生特別プラン	
月額プラン	(税込)

月2回	11,000円
月4回	20,000円
栄養コンサルティング	
回数券	(税込)
1回券	8,800円 (コンサルティングのみ)
	5,500円 (他のサービスを受けている方)

小顔・美容鍼＋フェイシャルマッサージ	
回数券	(税込)
有料体験	6,000円
1回券	12,000円(有効期限：6ヵ月)

こども運動教室	
回数券	(税込)
早割	2,475円／回
通常料金	2,980円／回

(一時利用)

一時利用の利用料金はスタッフまでお問い合わせください。

(利用回数、チケットの消費)

チケットは、当施設の利用ごとにチケットを消費するものとします。チケットには有効期限がありますので、期限内に消費してください。

ご購入頂いたチケット及び月額プランの利用回数は会員都合による期間の延長、繰り越しができません。ただし、怪我や体調不良の場合は延長、繰り越しを認めますが、医師の診断書の提示を必要とします。

(指名料)

2025年11月1日より、則包に1,100円(税込み)の指名料が発生します。指名ごとに指名料がクレジットカード会社を通じて引き落としさせていただきます。

(支払い)

会員は次の方法で月額プラン費用の支払いまたは回数券を購入してください

月額プラン 入会時に登録したクレジットカード会社を通じて引き落としをさせていただきます。

回数券 当施設ウェブサイト会員ページより利用日までに回数券をご購入ください。

(退会、プラン変更の手続)

退会、プランの変更は希望する月の前月10日までに所定の手続を行ってください。

退会手続が期日までに完了しない場合、退会は翌月末となり、月会費が発生しますのでご注意ください。

利用回数に変更となるプランの手続が期日までに完了しない場合も同様に、変更は翌月末となり、翌月末まで旧契約プランの月会費をお支払いいただきますのでご注意ください。

退会により、当施設の利用に関する一切の権利を失うものとします。利用回数、回数券が残っている場合も利用できなくなりますのでご注意ください。

2024年 3月20日 制定
2025年 10月14日 改定